

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する平成27年度（判）第7号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金128万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成27年10月1日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成27年7月30日

金 融 庁 長 官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、B証券株式会社が運営する私設取引システム（Proprietary Trading System）を利用した株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、株式会社滋賀銀行の株式等、いずれも東京証券取引所市場第一部（以下「東証第一部」という。）に上場されている5銘柄の株式につき、平成26年3月7日から同月27日までの間、合計4取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号の株式会社東京証券取引所及びB証券株式会社において、C証券株式会社、D証券株式会社、E証券株式会社、F証券株式会社を介し、下値売り注文を大量に入れるなどの方法により、別表記載の各株式合計9万1600株の売付けの委託を行うとともに、同各株式合計9400株を買い付け、もって、自己の計算において、同各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、東証第一部における同各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

(別表)

(単位：株)

銘柄名	取引年月日	番号	違反行為期間	証券会社	委託株数		売買株数	
					売付	買付	売付	買付
株式会社 滋賀銀行	平成26年3月7日	/	午後0時15分35秒頃 ～午後0時15分44秒頃	C証券	23,000	0	0	0
				D証券	0	0	0	4,000
株式会社 岡村製作所	平成26年3月19日	/	午後0時9分29秒頃 ～午後0時9分38秒頃	C証券	14,000	0	0	0
				D証券	0	0	0	1,000
株式会社 リョーサン	平成26年3月24日	I	午後0時11分41秒頃 ～午後0時11分53秒頃	E証券	4,200	0	0	0
				D証券	0	0	0	200
		II	午後0時12分21秒頃 ～午後0時12分44秒頃	E証券	4,200	0	0	0
				D証券	0	0	0	100
		III	午後0時13分8秒頃 ～午後0時13分21秒頃	E証券	4,200	0	0	0
				D証券	0	0	0	100
パナホーム 株式会社	平成26年3月27日	/	午後0時9分57秒頃 ～午後0時10分36秒頃	F証券	10,000	0	0	0
				D証券	0	0	0	1,000
株式会社 奥村組	平成26年3月27日	I	午後0時12分45秒頃 ～午後0時12分52秒頃	F証券	16,000	0	0	0
				D証券	0	0	0	2,000
		II	午後0時13分30秒頃 ～午後0時13分35秒頃	F証券	16,000	0	0	0
				D証券	0	0	0	1,000
合計					91,600	0	0	9,400

(別紙2)

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

別紙1の別表の各違反行為に係る課徴金の額の算定方法は別紙3のとおりであり、それぞれの行為ごとに算定された課徴金の額を法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、1,280,000円となる。

(別紙3)

別紙1の別表に掲げる事実につき

株式会社滋賀銀行株式の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、0株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、4,000株である

ことから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(0株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

0円

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(4,000株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(0株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(582円)に当該超える数量4,000株(4,000株-0株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$(582 \text{円} \times 4,000 \text{株}) - (492 \text{円} \times 4,000 \text{株})$

= 360,000円

の合計額360,000円となる。

株式会社岡村製作所株式の取引について

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、0株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、1,000株である

ことから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(0株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

0円

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(1,000株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(0株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(582円)に当該超える数量1,000株(1,000株-0株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(909円)に当該超える数量1,000株(1,000株-0株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(909 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) - (757 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株})$$

$$= 152,000 \text{ 円}$$

の合計額152,000円となる。

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

株式会社リョーサン株式の番号Ⅰの取引について

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、0株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、200株である

ことから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(0株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$0 \text{ 円}$$

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(200株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(0株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(2,220円)に当該超える数量200株(200株-0株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(2,220 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) - (1,901 \text{ 円} \times 200 \text{ 株})$$

$$= 63,800 \text{ 円}$$

の合計額63,800円となる。

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

株式会社リョーサン株式の番号Ⅱの取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、0 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 100 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（1,901 円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 200 株を加えた 300 株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（0 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
0 円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（300 株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（0 株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（2,220 円）に当該超える数量 300 株（300 株－0 株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$(2,220 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) - (1,901 \text{ 円} \times 300 \text{ 株})$
= 95,700 円

の合計額 95,700 円となる。

(2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

株式会社リョーサン株式の番号Ⅲの取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、0 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 100 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（1,901 円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 300 株を加えた 400 株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（0 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

0円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（400株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（0株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（2,220円）に当該超える数量400株（400株－0株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(2,220 \text{円} \times 400 \text{株}) - (1,901 \text{円} \times 400 \text{株})$$

$$= 127,600 \text{円}$$

の合計額127,600円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

パナホーム株式会社株式の取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、0株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、1,000株である

ことから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（0株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

0円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（1,000株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（0株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（721円）に当該超える数量1,000株（1,000株－0株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(721 \text{円} \times 1,000 \text{株}) - (617.5 \text{円} \times 1,000 \text{株})$$

$$= 103,500 \text{円}$$

の合計額103,500円となる。

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

株式会社奥村組株式の番号Ⅰの取引について

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、0株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、2,000株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（0株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
0円

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（2,000株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（0株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（477円）に当該超える数量2,000株（2,000株－0株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額
(477円×2,000株)－(396円×2,000株)

= 162,000円

の合計額162,000円となる。

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

株式会社奥村組株式の番号Ⅱの取引について

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、0株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量1,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（396円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量2,000株を加えた3,000株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（0株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該

有価証券の買付け等の価額を控除した額
0円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（3,000株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（0株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（477円）に当該超える数量3,000株（3,000株－0株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$(477 \text{円} \times 3,000 \text{株}) - (396 \text{円} \times 3,000 \text{株})$

=243,000円

の合計額243,000円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。